

社会福祉法人 花園福祉会

花園こども園のしおり

～重要事項の説明書～



令和6年4月版

花園こども園のしおり

～重要事項の説明書～

1. 施設運営主体

名 称 : 社会福祉法人 花園福祉会
所 在 地 : 〒369-1246 埼玉県深谷市小前田1994番地
電 話 番 号 : 048-584-3212
代 表 者 氏 名 : 理事長 高木 恵一郎

2. 利用施設

施設の種類 : 幼保連携型認定こども園
施設の名称 : 花園こども園
施設の所在地 : 〒369-1246 埼玉県深谷市小前田1994番地
連絡先 : ☎ 048-584-3212
fax 048-584-1009
管理者 : 園長 高木 恵一郎
対象児童 : 児童福祉法及び子ども子育て支援法・認定こども園法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員 : 102名
1号認定子ども 12名
2号認定子ども 57名
3号認定子ども 33名(うち、満1歳未満児3名)
開設年月日 : 令和4年4月1日

3. 施設・設備の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1995.83 m ²
	園庭	1129.38 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート垂鉛メッキ鋼板葺二階建
	延べ面積	721.31 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	2室	0～1歳児の保育室
保育室	5室	1～5歳児の保育室
遊戯室	1室	
調理室	1室	
保健室	1室	
職員室	2室	

4. 職員の配置状況

職 種	人 数	常 勤	非常勤	備 考
園 長	1人	1人		
主幹保育教諭	1人	1人		
保育教諭	16人	12人	4人	
栄養士	1人	1人		
調理師	3人	0人	3人	
事務員	1人	1人		

★各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
園 長	正規の勤務時間帯（8：30～18：30）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（7：20～18：30）
保育教諭	正規の勤務時間帯（7：20～18：30）
調理員	正規の勤務時間帯（8：15～16：30）
事務員	正規の勤務時間帯（8：30～16：45）

※ローテーションにより、各職種の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

5. こども園の目的・運営方針

①花園こども園は、認定こども園法及び子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)、児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児（以下「園児」という。）の教育・保育事業を行い、教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を提供するものとします。

②花園こども園は、認定こども園法及びその他関連法に則り、園児の処遇に万全を期し、正しい愛情と知識と技術をもって、心身の健全な発達が助長されるよう努力します。

③花園こども園の教育・保育の目標は次のとおりとします。

- 心身ともに健康で、幸福な生活のために必要な基本的な生活習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ります。
- 身近な人々に興味や親しみを持って生活する中で、自立心を育み、人とかかわる力を養います。
- 日常の会話や絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導き、考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育成します。
- 様々な環境に好奇心や探究心を持って自らがかわりを持って生活する力を育成します。
- 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性や表現をする力を養い、創造性を豊かにします。



・快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて心身の健康を育成します。

④花園こども園は「深谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日深谷市条例第 24 号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとします。

6. 教育・保育を提供する日

教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

ただし、1号認定子どもに対する教育・保育の提供は以下の期間及び日は原則行いません。

- (1) 夏季休業 8月13日から8月16日まで
- (2) 冬季休業 12月29日から1月7日まで
- (3) 春季休業 3月24日から3月31日
- (4) 土曜日

7. 教育・保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

平日	土曜日
7:20~19:00	7:20~18:30

(1) 保育標準認定時間に係る保育時間（7:20~18:20間に希望する保育時間）

保育標準認定時間に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時20分から18時20分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

※実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議の上で、保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記の以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、各園の保育を提供する時間の範囲内で、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用料が必要となります。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8:30~16:30間に希望する保育時間）

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

※実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議の上で、保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記の以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、各園の保育を提供する時間の範囲内で、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用料が必要となります。

(3) 教育標準時間（4時間）

9時から13時までを標準時間とします。

なお、上記の以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、当園の保育を提供する時間の範囲内で、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用料が必要となります。



(4) 土曜日における保育時間

土曜日における保育時間は、基本的に8時30分から16時30分までの範囲内で行います。上記以外の時間帯で保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常保育料の他に、別途料金が必要になり、事前の申請・申し込みも必要となります。

8. 花園こども園の学年及び学期

花園こども園の教育に係る学年は4月1日に始まり翌年3月31日になります。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日

9. 提供する保育等の内容

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

前記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 保育の特徴

① 保育目標

- 「 基本的な生活習慣を確立し、社会に適応できるよい子を育てる。
- 1. じょうぶな体をつくる。
 - 2. ゆたかな心をそだてる。
 - 3. 友達となかよくあそぶ。 」

② クラス保育の志

★0歳児 『すくすく大きくなあれ』

- ・安定的な生活の中で、生理的欲求を十分に満たし、生活リズムをつかめるよう援助します。
- ・月齢に合わせた子どもへの対応や要求を満たし、保護者との絆を作ります。

★1歳児 『のびのびあそぼう』

- ・未知の世界に興味を持ち、探索活動が活発になり、自我の芽生えと共に、周囲の人や物に自発的に働きかけるように促していきます。

★2歳児 『どんどんあそぼう』

- ・保育者や友達と一緒に、全身や手や指を使うあそびや運動を楽しめるよう援助します。
- ・友達や保育者との関わりの中で、自分の思いや要求を言葉で表現することを促していきます。

★3歳児（りす組） 『一緒にワクワク体験』

- ・全身を使った色々なあそびを経験しながら、やってみよう！やってみたい！という興味を伸ばしていけるよう援助します。

★4歳児（うさぎ組） 『みんな一緒にイキイキ活動』

- ・集団生活の中で意欲的に活動し、新しい知識や能力を獲得していくよう援助します。



★5歳児（ばんび組） 『キラキラ輝く子ども達』

- ・集団生活の中で意欲的に活動し、新しい知識や能力を獲得していくよう援助します。
- ・体験を通し、予想や見通しを立てる力が育ち、思考力や認識力、自立心を高め、自信をつけるよう促していきます。

☆異年齢保育

0・1・2歳児（にじ組・ほし組）

- ・ゆるやかな担当制を導入し、個々の成長や発達に合わせて生活や遊びに丁寧に関わることで、子ども自身の情緒の安定に繋がります。発達段階の異なる子どもたちが生活や遊びを通してお互いに育ち合う・育て合う環境を作ります。

3・4・5歳児

- ・自由時間や食事時間・園外活動時間・行事等は3・4・5歳児混合で活動し年齢の違う集団で生活をする中で、思いやりや助け合う気持ち、自分の役割への意識など、お互いに育ち合う・育て合う環境を作ります。

③保育・事業の内容と特色

★リズムプレイ（3・4・5歳児）

専門講師の指導のもと、楽しみながらリズム感覚を養います。合奏を通して、他の音を聞き、自分の音と合わせる喜びを体験します。友達と一緒に力を合わせ、大きな舞台で発表する経験を味わいます。

★体育指導（3・4・5歳児）

専門講師の指導のもと、体全部を使って動く楽しさをしります。4・5歳児はパラバルーンにも取り組み、みんなで力を合わせることの大切さを体験します。

★柳澤プログラム（全年齢）

脳科学に基づいた運動プログラム。前頭前野の働きを促すことにより、集中力や忍耐力を育てます。和太鼓・リズムプレイ・体育指導とも連動して、心身の健康的な発達を促します。

★障害児保育

「共育ち」を基本理念にしています。すべての子どもが、分け隔てなく子ども社会を体験できるように、通常保育の中で保育を行っています。保護者・療育機関・公的機関とも連携し、その子自身の育ちを支援していきます。

★「一日保育士体験」（保護者対象、全家庭必参加）

保護者の育児支援と、保育園と保護者の相互理解を深めることが目的。1日1園1家庭の保護者さんに9時から16時まで、保育士補助として体験していただきます。お子さんが過ごしている保育環境を保護者の義務・権利として毎年1日じっくり体験していただきます。



★「親友～OYATOMO」(年長児保護者対象)

居住地域ごとにグループ分けを行い、レクリエーションなどで力を合わせ、交流を深めていただきます。小学校就学に向けての情報交換や、お互いの親子を知ることにより、子育ての仲間を作っていきます。

★パパサポーター

父親有志による「保育園お助け隊」。父親同士の交流を深めることにより、父親の育児参加、地域貢献へのステップになれば、と期待しています。

④食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前おやつ	昼食	午後おやつ	備考
0歳児	9:30頃	11:30頃	15:00頃	
1歳児	9:30頃	11:30頃	15:00頃	
2歳児	9:30頃	11:30頃	15:00頃	
3歳児		11:30頃	15:00頃	
4歳児		11:30頃	15:00頃	
5歳児		11:30頃	15:00頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

アレルギー対応食を提供する場合、医師からの診断書が必要です。

※宗教・文化上の理由で、食事に配慮が必要な場合は、ご相談ください。

⑤特別保育

◎乳児保育

産休明けの乳児から保育します。

◎一時預かり事業(生後3ヶ月から就学前の未就園児対象)

急な出張や冠婚葬祭等により、緊急に保育を必要とする方や、勤務形態等の事由により保育を必要とする方のための保育です。各園1日1名程度の受け入れをしています。

(3) 親支援プログラム [ママのしゃべり場]

実施期間 : 年2回 5月・11月開催
週1回、6回連続講座

実施時間 : 10:00~12:00



10. 利用料金

- (1) 特定教育・保育にかかる利用者負担（保育料）
世帯の所得の状況その他の事情を勘案して園児が居住する市町村が定める額を、毎月所定日までに園にお支払いください。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払い方法については、別途お知らせします。

11. 教育・保育の開始に関する事項

2号及び3号認定子どもについては、市への申込・利用調整を経て開始が決定されます。
1号認定子どもについては、保護者が花園こども園に直接申し込むことを原則とします。

12. 利用の終了に関する事項

両園ともに、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

・内科

医療機関の名称	須藤医院
医 院 長 名	須藤哲雄
所 在 地	深谷市小前田2799-1
電 話 番 号	048-584-0036

・歯科

医療機関の名称	おおさわ歯科クリニック
医 院 長 名	大澤誠一
所 在 地	大里郡寄居町大字桜沢2315
電 話 番 号	048-580-2233

14. 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、当園の指定する（上記嘱託医）医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。



15. ご意見・ご要望に関する相談窓口

当園では、ご意見・ご要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

「当園ご利用相談窓口」

- ・相談受付担当者 山口 笑子（花園こども園 主幹保育教諭）
- ・ご利用時間 9時～17時
- ・電話番号 048-584-3212（花園こども園）
- ・第三者委員 新井 清氏（連絡先 電話584-0255）
保泉 英斌氏（連絡先 電話581-6697）

※担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。

※ご相談は面接、電話、書面などにより受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接相談を申し出ること您也可以。

※各園にアンケートボックスも設置しております。所定の用紙に記入の上、アンケートボックスに入れていただいても結構です。

16. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。																
園舎の耐火構造	耐火建築物																
防災設備	<table><tr><td>・自動火災報知機</td><td>有</td><td>・誘導灯</td><td>有</td></tr><tr><td>・ガス漏れ報知機</td><td>有</td><td>・非常警報装置</td><td>有</td></tr><tr><td>・非常用電源</td><td>有</td><td>・スプリンクラー</td><td>有</td></tr><tr><td>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理</td><td></td><td></td><td>有</td></tr></table>	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有	・非常用電源	有	・スプリンクラー	有	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有
・自動火災報知機	有	・誘導灯	有														
・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有														
・非常用電源	有	・スプリンクラー	有														
・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有														
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。																

(1) 本園は、園児の安全を図るため、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条の規定により学校安全計画を策定し、実施するとともに、同法第9条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し、訓練等を行うものとする。

(2) 本園は、埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営委に関する基準等を定める条例(平成18年埼玉県条例第67号)第6条第2項の規定により避難及び消火に対する訓練を少なくとも毎月1回行い、同条例第3項の規定により、園児の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めるものとする。

(3) 本園は、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法並びに深谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第18条及び第20条の規定に従い、事故等が発生した場合には、園児の保護者及び市町村への連絡、警察その他の関係機関との連携、事故再発防止対策、事故の記録その他の必要な措置を図るものとする。



17. 虐待防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

18. 利用者に対しての保険について

当園では、以下の保険に加入しています。

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 保険会社 | 日本興亜損害保険株式会社 |
| (2) 保険の種類 | 障害保険 |
| (3) 保険金額 | 死亡・後遺障害 50,440,000円 |
| | 入院保険金日額 7,500円 |
| | 通院保険金日額 5,000円 |

19. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の信仰・思想は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
無断及び長期欠席児 の所在確認について	通常保育・行事共に、所定時間までに登園していない園児についての確認は行いませんのでご了承ください。 (登園管理システム“うえぶさくら”に登園・欠席の登録がない場合は通知メールが送信されます。) 一週間以上無断欠席が続く場合は園より確認の連絡をする場合があります。
宗教・文化的配慮に ついて	事前に園と話し合い、園でできる範囲での配慮を行います。



別 表

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	年齢	金額（円）	備考
保育料	0歳～2歳	所得に応じた額（詳細は居住市町村資料参照）	月額

2. 花園こども園独自の保育に係る費用など

科目	金額	備考
給食代（2号認定）	6,500円/人	月額・毎月集金
給食代（1号認定）	5,000円/人	月額・毎月集金
月刊絵本（実費徴収）	460円/冊	毎月集金
預かり保育料 （1号認定）	3,000円/人（要申請） 申請のない利用は30分ごと に500円	毎月集金 13:00～15:30 おやつ代含

・主食代・給食代は各月の登園日数が0日であれば0円、1日から7日であれば半額、それ以上の登園日数であれば全額となります。

3. 指定業者から購入していただくもの

項目	年齢	金額
通園バッグ	3・4・5歳児	4,300円
体操服 上・下（100・110・120・130）		各1,300円
ジャージ 上・下（100・110・120・130）		各3,000円
園指定半袖Tシャツ（100・110・120・130）		1,200円
園指定長袖Tシャツ（110・130）		1,400円

- ・Tシャツ、サイズ150,160あります。半袖+200円、長袖+240円
 - ・ジャージ、サイズ140,150あります。各3,500円。
 - ・体操服・ジャージ共、上下バラ買い（数・サイズ）できます。
 - ・園指定Tシャツ（半袖・長袖）最初の1枚が無料です。（サイズ大は追加料金）
 - ・園指定Tシャツは各色より自由に選べます。
 - ・必要に応じて、いつでも買い増しできます。
- ※新学期用品代は別紙にてお知らせします。

4. 延長保育料（保育の提供に要する実費に係る利用者負担額）（園に申請が必要）

認定区分	金額
教育標準時間認定 （1号認定）	8:30～9:00&15:30～16:30 月額2,000円(要申請)
	※申請のない延長保育利用 30分ごと500円/回
保育標準時間認定 （2・3号認定）	18:20～18:30(10分) 月額1,000円(要申請)
	※申請のない延長保育利用 30分ごと600円/回（3号認定） 30分ごと500円/回（2号認定）
保育短時間認定 （2・3号認定）	8:20～8:30(10分) 月額1,000円(要申請)
	8:00～8:30(30分) 月額2,000円(要申請)
	7:20～8:30(70分) 月額3,000円(要申請)
	※申請のない延長保育利用 30分ごと600円/回（3号認定） 30分ごと500円/回（2号認定）
	16:30～17:00(30分) 月額2,000円(要申請)
	16:30～17:30(60分) 月額2,500円(要申請)
	16:30～18:00(90分) 月額3,000円(要申請)
	16:30～18:30(120分) 月額3,500円(要申請)
※申請のない延長保育利用 30分ごと600円/回（3号認定） 30分ごと500円/回（2号認定）	

✿土曜日の延長保育料（両園共通）

認定区分	金額	
保育標準・ 短時間認定	8:00~8:30 (30分)	600円/回 (3号認定) 500円/回 (2号認定)
	7:20~8:30 (70分)	1,200円/回 (3号認定) 1,000円/回 (2号認定)
	16:30~17:00 (30分)	600円/回 (3号認定) 500円/回 (2号認定)
	16:30~17:30 (60分)	1,200円/回 (3号認定) 1,000円/回 (2号認定)
	16:30~18:00 (90分)	1,800円/回 (3号認定) 1,500円/回 (2号認定)
	16:30~18:30 (120分)	2,400円/回 (3号認定) 2,000円/回 (2号認定)

